●団体傷害保険　傷害事故保険金請求手続きについて

いつも大成有楽不動産をお引立ていただき、誠にありがとうございます。
このたびのご災難、心からお見舞い申し上げます。
つきましては、傷害事故の保険金請求手続きについて以下の通りご案内いたします。
なお、ご不明な点などがございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

①　ご請求手続きの流れ（書面でのお手続きの場合）

１．「傷害事故通知票」をご記入・ご入力のうえ、大成有楽不動産㈱保険部へお送りください。

２．後日、引受幹事保険会社の損保ジャパン社より、保険金請求書類一式がご指定の送付先に郵送されます。
※２週間以上経過しても請求書類がお手元に届かない場合は、大成有楽不動産㈱保険部までご連絡ください。

３．**請求書類の提出時期、必要書類等の保険金請求に関するご質問は、損保ジャパン社にご確認ください。**

４．保険金請求書と必要書類は、同封された返信用封筒で損保ジャパン社にご返送ください。

５．保険会社よりお客様のご指定口座へ認定された保険金が振り込まれます。

※LINEでのお手続きをご選択いただいた場合は、損害保険ジャパン社よりショートメールが送信されますので
手順に沿ってお手続きください。

②　ご請求にあたってのご注意

・「傷害事故通知票」は速やかにご提出ください。

・支払対象日数は必ずしも実治療日数と一致するとは限りません。

③　後日損保ジャパン社へご提出いただく書類　※大成有楽不動産への送付は不要です

・保険金請求書

・同意書

【入院・通院保険金として支払われる金額が３０万円を超える場合】

・診断書（損保ジャパン社所定書式または他保険会社の診断書コピー）

※支払可否が判断できない場合、損保ジャパン社所定の診断書の提出をお願いする場合があります。

【入院・通院保険金として支払われる金額が３０万円以下の場合】

・入院・通院申告書

※診断書の代わりとしてご利用いただくことができます。

※支払金額が３０万円以下の場合でも、診断書のご提出をお願いする場合があります。

❖必要に応じてご提出いただく書類

・事故証明書、住民票、医療機関の領収証等

・その他保険会社が必要とする書類

＜お問い合わせ先＞　大成有楽不動産株式会社 保険部　グループ保険セレノ担当
〒104-8330　TEL ： 050-1807-5622
東京都中央区京橋3-13-1　FAX ： 03-3564-0798

2025.3